



発行 新潟県

第51号

令和6年7月5日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目次

告示

- 773 救急病院等の指定 (地域医療政策課)
- 774 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 775 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 776 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 777 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新 (障害福祉課)
- 778 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届 (障害福祉課)
- 779 産業立地促進地域の指定 (産業立地課)
- 780 令和7年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練設定及び訓練期間 (雇用能力開発課)
- 781 令和7年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間 (雇用能力開発課)
- 782 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 783 令和6年度地籍調査事業計画の変更 (農村環境課)
- 784 基本測量の実施通知 (監理課)
- 785 公共測量の実施通知 (監理課)
- 786 建築基準法による道路位置の指定 (建築住宅課)

公告

特定調達契約の落札者等 (出納局会計検査課)

告示

◎新潟県告示第773号

次の病院は、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条に規定する救急病院である。

令和6年7月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 済生会新潟病院
- 2 所在地 新潟市西区寺地280番地7
- 3 有効期間 令和6年7月26日から  
令和9年7月25日まで

◎新潟県告示第774号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和6年7月5日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
後藤 優佳	呼吸器内科	済生会新潟県中央基幹病院	三条市上須頃5001番地1	R6.7.1	第15条第1項の医師に指定した
久保田 憲司	整形外科	新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地	〃	〃
中山 祐作	整形外科	新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地	〃	〃
細田 裕	呼吸器科	北越病院	新発田市緑町2-20-19	〃	〃
藁谷 友	内科	佐渡市立両津病院	佐渡市浜田177番地1	〃	〃
大中 敬子	整形外科	富永草野病院	三条市興野2丁目2番25号	〃	〃
藤本 剛士	脳神経外科	齋藤記念病院	南魚沼市欠之上478番地2	〃	〃
深津 裕香	耳鼻咽喉科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132番地	〃	〃
田中 秀哉	耳鼻咽喉科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	〃	〃
岡田 暁洋	内科	新潟県立妙高病院	妙高市大字田口147-1	〃	〃
柏木 健太	脳神経内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
須田 義裕	整形外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
川端 祐子	眼科	けいなん総合病院	妙高市田町2丁目4番7号	〃	〃
遠山 玄理	脳神経内科	村上総合病院	村上市緑町5丁目8番1号	〃	〃
岩崎 康展	循環器内科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2丁目11番3号	〃	〃
樋口 賢太郎	整形外科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2丁目11番3号	〃	〃
大石 央代	整形外科、小児神経科	長岡療育園	長岡市深沢町高寺2278番地8	〃	〃
鳥越 和雄	内科	片桐記念クリニック	新発田市住吉町4丁目3-9	〃	〃
横山 侑輔	耳鼻咽喉科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	〃	〃

## ◎新潟県告示第775号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和6年7月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
信濃屋薬局 川崎店	長岡市川崎6丁目1289番地	育成医療・更生医療	令和6年7月1日

訪問看護ステーションさわやか苑小千谷	小千谷市本町1丁目6番13号	育成医療・更生医療	令和6年7月1日
クスリのアオキ厚田薬局	糸魚川市大字大和川1268番地3	育成医療・更生医療	令和6年7月1日
ウエルシア薬局五泉三本木店	五泉市三本木3丁目3番40号	育成医療・更生医療	令和6年7月1日
ほたる調剤薬局	上越市頸城区上吉字横江437-68	育成医療・更生医療	令和6年7月1日
ウエルシア薬局上越新光町店	上越市新光町一丁目5番3号	育成医療・更生医療	令和6年7月1日

## ◎新潟県告示第776号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和6年7月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ミドリ薬品 喜多町調剤薬局	長岡市喜多町1073-1	精神通院医療	令和6年7月1日
ウエルシア薬局五泉三本木店	五泉市三本木3丁目3番40号	精神通院医療	令和6年7月1日
ウエルシア薬局上越新光町店	上越市新光町1丁目5番3号	精神通院医療	令和6年7月1日
クスリのアオキ厚田薬局	糸魚川市大字大和川1268-3	精神通院医療	令和6年7月1日
ほたる調剤薬局	上越市頸城区上吉字横江437-68	精神通院医療	令和6年7月1日
訪問看護ステーションさわやか苑小千谷	小千谷市本町1丁目6番13号	精神通院医療	令和6年7月1日

## ◎新潟県告示第777号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和6年7月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
丹野神経内科クリニック	燕市吉田2758-1	精神通院医療	令和6年7月1日
共創未来 吉田南薬局	燕市吉田大保町28-15	精神通院医療	令和6年7月1日
みなづき薬局	長岡市千歳1丁目3番40号	精神通院医療	令和6年7月1日

エム・ケイ薬局かきざき店	上越市柿崎区柿崎6411-2	精神通院医療	令和6年7月1日
しなの薬局吉田店	燕市吉田2757-3	精神通院医療	令和6年7月1日
南町薬局	村上市南町2-4-50	精神通院医療	令和6年7月1日

◎新潟県告示第778号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年7月5日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	廃止年月日
調剤薬局ツルハドラッグ村上緑町店	村上市緑町1丁目3番44号	精神通院医療	令和6年5月16日
プライム薬局きたまち店	長岡市喜多町字川原1091-13	精神通院医療	令和6年6月7日

◎新潟県告示第779号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働部産業立地課において縦覧に供する。

令和6年7月5日

新潟県知事 花 角 英 世

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
長岡 浦工業団地地区	長岡市浦の一部	令和6年6月28日

◎新潟県告示第780号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第4条の規定により、令和7年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、令和7年4月1日から実施する。

令和6年7月5日

新潟県知事 花 角 英 世

令和7年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	精密機械加工科	40	2年
	電気システム科	30	2年
	自動車整備科（デュアルシステム訓練）	40	2年
上越テクノスクール	自動車整備科	50	2年
	メカトロニクス科	40	2年
三条テクノスクール	メカトロニクス科	40	2年
	工業デザイン科	40	2年
	生産システム科	40	2年
魚沼テクノスクール	建築施工科	40	2年
	電気施設科	15	1年
合 計		375	

## ◎新潟県告示第781号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第27条の規定により、令和7年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、令和7年4月1日から実施する。

令和6年7月5日

新潟県知事 花角 英世

令和7年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	溶接科	30	6か月
	ビル設備管理科	30	6か月
上越テクノスクール	溶接科	20	6か月
	木造建築科	15	1年
	ビジネススタッフ科	15	1年
三条テクノスクール	溶接科	30	6か月
合 計		140	

## ◎新潟県告示第782号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、五泉市の一部を受益地域とする県営五箇地区区画整理・農業用排水施設整備（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月5日

新潟県知事 花角 英世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和6年7月8日から令和6年8月5日まで

## 3 縦覧に供する場所

五泉市役所及び五泉市村松支所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第783号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画（令和6年6月21日告示第734号）を次のとおり変更する。

令和6年7月5日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第1計画区・第2-1計画区・第2-2計画区及び第3-1計画区	令和7年3月31日まで
新発田市	新発田市の第7-1計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第33計画区・第34計画区及び第35計画区	〃
十日町市	十日町市の八箇第1計画区・八箇第2計画区・松代第3計画区及び松代第4計画区	〃
見附市	見附市の第10計画区	〃
村上市	村上市の神林第35計画区及び朝日第37計画区	〃
燕市	燕市の第45計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第28-1計画区・第31-2計画区・第28-2計画区及び第31-1計画区	〃
妙高市	妙高市の第1-2計画区及び第1-3-1計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第42計画区・第43計画区及び第44-1計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第11計画区・第17-2計画区・第17-3計画区・第23計画区・第43計画区・第46計画区・第48-1-1計画区・第58-1計画区及び第58-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第12-2計画区・第12-3計画区・第13計画区及び第14計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第44計画区及び第45計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第11計画区・第12計画区及び第13-1計画区	〃

出雲崎町	出雲崎町の第9-1計画区・第9-2計画区及び第10計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第2020-2計画区・2020-3計画区・2020-4計画区・2024-1計画区及び2024-2計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第16-2計画区・第16-3計画区・第16-4計画区・第16-5計画区・第17-1計画区・第17-2計画区・第17-3計画区・第18-1計画区・第18-2計画区及び第19-1計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区・湯森林第2-1計画区・湯森林第2-2計画区・湯森林第3-1計画区・湯森林第3-2-1計画区及び湯森林第3-2-2計画区	〃

◎新潟県告示第784号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量  
河川事業に伴う水準測量
- 2 作業期間 令和6年6月21日から令和6年12月11日まで
- 3 作業地域 新潟市、新発田市、上越市、阿賀野市

◎新潟県告示第785号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測深測量）
- 2 作業期間 令和6年8月1日から令和6年12月20日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市中央区西船見町地先から新潟市西区上新栄町地先

◎新潟県告示第786号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年7月5日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和6年6月19日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
村上市下鍛冶屋字大口344番13	6.00	30.30

公 告

## 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月5日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 落札件名及び数量

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| (1) 歩行者用交通信号灯器LED電球          | 4,000個 |
| (2) 歩行者用交通信号灯器LED電球（令和7年度納入） | 3,446個 |

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

## 3 落札決定日

令和6年6月12日

## 4 落札者の氏名及び住所

常盤電業株式会社  
東京都台東区東上野一丁目11番6号

## 5 落札価格

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 上記1(1)について | 19,800,000円 |
| (2) 上記1(2)について | 18,953,000円 |

## 6 契約決定方式

一般競争入札

## 7 落札方式

最低価格

## 8 入札公告日

令和6年4月30日